

広島県告示第九百四十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名	住所	広島市中区 鉄砲町一〇 番九号
	氏名	株式会社キンキホーム 代表者 西田 達人
聴聞の日時	平成一九年一〇月 一日（月） 午後二時から二時 三〇分	
聴聞の場所	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎本館 地下 入札室	
聴聞の事由	法第六十五条第 三項の規定に該 当する。	